

函館工業高等専門学校ヘルスアソシエイトオフィス設置要項

令和3年12月22日制定

(設置)

第1条 函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員及び学生の心の健康の維持・増進を図るため、校長の下に本校ヘルスアソシエイトオフィス（以下「HAO」という。）を設置する。

(業務)

第2条 HAOは、校長の命を受け、次の業務を行う。

- 一 教職員に対する心理カウンセリング及び心理アセスメントに関すること。
- 二 学生に対する心理カウンセリング及び心理アセスメントに関すること。
- 三 障害等を有する学生の担任教員等への指導・助言に関すること。
- 四 学生支援に関する各種研修の企画、立案及び実施に関すること。
- 五 その他、本校の教職員及び学生の心の健康の維持・増進に関すること

2 前項に掲げる業務のうち、HAO以外の本校内部組織等と関連するものについては、事前に当該組織等と調整の上、実施するものとする。

(組織)

第3条 HAOに、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 臨床心理士又は公認心理師等の資格を有する教員から、校長が指名した者
- 二 その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第4条 HAOの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、HAOに関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要項は、令和4年1月1日から施行する。